

東北地方太平洋沖地震等の被災に伴う各種変更手続きについて

○研究従事機関について

被災に伴い、当初の研究従事機関で研究を行うことが当面困難であることが想定される場合、次のいずれに該当するかを確認の上、手続きを行ってください。

- ① 研究従事機関が復興するまでの当面の期間、別の機関で研究を遂行したい。
→ 「遵守事項および諸手続の手引」P 18に記載のとおり、研究上必要と認められる場合及び研究指導の委託（DC）の場合には、一定期間他の研究所等において研究を行うことができます。この場合、届出は不要です。
- ② 復興状況にかかわらず、研究従事機関を変更したい。
→ 通常と同様に事前連絡の上、次の書類を提出してください。
「採用 9-1・9-2 採用時特別研究員研究従事機関等変更願・受入承諾書」
※ 4 / 2以降付けの変更の場合は、「様式 3-1・3-2」を使用してください。

○受入研究者について

被災に伴い、当初予定していた受入研究者の下で研究を行うことが当面困難であることが想定され、同一機関内の別の研究者の下で研究を遂行する場合、次のいずれに該当するかを確認の上、手続きを行ってください。

- ① 研究環境が復興した場合には、当初の受入研究者の下で研究を遂行したい。
→ 手続きは不要です。
- ② 復興状況にかかわらず、受入研究者を変更したい。
→ 通常と同様に事前連絡の上、次の書類を提出してください。
「採用 10 採用時特別研究員受入研究者変更届」
※ 4 / 2以降付けの変更の場合は、「様式 4」を使用してください。

○連絡先・振込銀行等について

被災に伴い、避難や一時退避しているために連絡先住所等に変更が生じた場合「様式 1-2 振込銀行・住所等変更届」を提出してください。

<本件に関する連絡先>

独立行政法人 日本学術振興会
研究者養成課 特別研究員採用担当
電 話：（03）3263-5070
FAX：（03）3222-1986
E-MAIL： yousei2@jsps.go.jp